

# (仮称)茂原市犯罪被害者等支援条例(案)の骨子

## 1 条例制定の背景

市民の誰しもがある日突然犯罪に巻き込まれ、その被害者等となる可能性があります。犯罪等の被害者、家族又は遺族となった方は、その犯罪等の直接的な被害だけでなく、精神的、経済的な困難や周囲の偏見、誹謗中傷といった二次的被害に直面することが多く、平穏な生活を営むための妨げとなっています。国では、これらの犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、平成16年12月に犯罪被害者等基本法が制定され、千葉県においても令和3年3月千葉県犯罪被害者等支援条例が制定されました。また、令和5年6月には国の犯罪被害者等施策推進会議において、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」が決定され、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況に応じ、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようとするための取組が明確化され、国をはじめとして、犯罪被害者等支援の強化・拡充が図られています。

そこで、本市においても被害者等に寄り添った支援を行い、市民等が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、「(仮称)茂原市犯罪被害者等支援条例」を制定するものです。

## 2 条例の目的

犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民等が安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

## 3 用語の定義

### (1) 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

(2)犯罪被害者等

犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいいます。

(3)市民等

市内に居住し、勤務し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいいます。

(4)事業者

市内で犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいいます。

(5)関係機関等

国、千葉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関するものをいいます。

(6)二次的被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害をいいます。

(7)再被害

犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける被害をいいます。

## 4 基本理念

(1)犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、十分配慮して行われるものとします。

(2)犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に行われるものとします。

(3)犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく継続して行われるものとします。

(4)二次的被害及び再被害の発生の防止に十分配慮して行われるものとします。

(5)市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されるものとします。

## 5 市、市民等、事業者の責務

### (1)市の責務

基本理念にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施するものとします。

### (2)市民等の責務

①基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとします。

②市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとします。

### (3)事業者の責務

①基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次的被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるものとします。

②基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとします。

③市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとします。

## 6 基本的な支援

### (1)相談及び情報の提供等

犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとします。

### (2)経済的支援

犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給を行うものとします。

### (3)居住の安定の支援

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は二次的被害及び再被害を防止するため、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うものとします。

## 7 その他の取組

### (1)市民等及び事業者の理解の促進

犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害及び再被害の発生を防止することの重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるよう、啓発活動その他必要な施策を行うものとします。

### (2)支援を行わないことができる場合

犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、当該犯罪被害者等の支援を行わないことができるものとします。

## 8 スケジュール(予定)

令和8年2月 令和8年3月定例会へ議案の提出

令和8年4月 条例施行